

社会福祉法人長生会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長生会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第4条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(適用除外)

第5条 事業の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

(改正)

第6条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	11,137円	3,000円
評議員会出席報酬等	11,137円	3,000円

別表2

名 称	報 酬	実費弁償費
監事監査指導報酬等	11,137円	3,000円

附則

この規程は平成23年12月1日から施行する。

この規程は平成25年4月1日から施行する。